

契約不適合責任期間に係る特記仕様書

本工事の通水試験は、関連する工事の完成後に実施することから、「契約不適合責任期間」の取扱いについては、工事請負契約約款第55条第1項中「2年以内」を「5年以内」と、同条第2項ただし書中「1年」を「5年」と、それぞれ読み替えるものとする。